○職員表彰規程の一部を改正する告示

示

表彰規則の一部を改正する規則をここに公布する。

規

則

平成二十七年三月三十一

Н

宮城県知事

村

井

嘉

浩

4

○文書規程の一部を改正する訓令 ○公印規程の一部を改正する訓令

(1)

○宮城県規則第三十六号

行 発

宮 城 県 (総務部私学文書課) 宮

宮城県仙台市青葉区 本町三丁目8番1号 電話 022(211)2267 (毎週火,金曜日発行)

この規則は、

ページ

事 課

人

税 務 課

同 四

四

危機対策課

○防災行政無線の管理及び運用に関する規則の一部を改正する規則

○県税に関する証明等手数料条例施行規則の一部を改正する規則

○知事の所管する条例等に係る民間事業者等が行う書面の保存等における

情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

訓

令

○宮城県県税条例施行規則の一部を改正する規則

○表彰規則の一部を改正する規則

規

則

目

次

情報政策課 四

入 事 同 課

四

2

Ŧī.

○勤務時間の特例を必要とする職員の勤務時間に関する規程の一部を改正

する訓令

○職員被服等貸与規程の一部を改正する訓令

○附属機関の役職に充てる職員の指定に関する規程の一部を改正する訓令

同 Ŧī.

(私学文書課) Ŧī.

六

同

事 課

 \equiv

法人の代表者の氏名

法人の主たる事務所又は事業所の所在及び名称

入

七

兀

Ŧī.

県内における法人の事務所又は事業所の所在及び設置年月日

法人の事業の概要

六 法人が県民の福祉の増進に寄与する活動の内容及び活動を開始した年月日

その他知事が必要と認める事項

知事は、第 項の規定により寄附金の指定をするときは、 当該指定の日から起算して五年を超え

ない範囲内においてその有効期間を定めることができる。 一項の規定による指定を受けた寄附金に係る法人は、 第 一項各号に掲げる事項に変更があつた

表彰規則 (昭和四十二年宮城県規則第六十三号)

の一部を次のように改正する。

表彰規則の一部を改正する規則

第二条第二号中「地方機関の長」の下に「及び地方機関の支所の長」を加える。 附

平成二十七年四月一日から施行する。

宮城県県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する 平成二十七年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉

浩

○宮城県規則第三十七号

宮城県県税条例施行規則の一部を改正する規則

宮城県県税条例施行規則(昭和二十九年宮城県規則第七十六号)の一部を次のように改正する。

一十一条を次のように改める。

第二十一条 条例第二十七条第一項第三号の規則で定めるものは、 金として知事が指定した寄附金とする。 (控除対象寄附金の指定等) 県民の福祉の増進に寄与する寄附

げる事項を記載した申請書にその事実を証する書類を添付して、知事に提出しなければならない。 前項の規定による指定を受けようとする寄附金に係る法人(以下「法人」という。)は、 条の十八の二第二項に規定する特定非営利活動に関する寄附金であること 附金とみなされるものを含む。)又は租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第四十一 項第二号若しくは第三号に掲げる寄附金(同条第三項の規定により同条第二項に規定する特定寄 前項の指定を受けようとする寄附金が所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第七十八条第二 次に掲

号外第13号 平	成27年3	3月31日	1 火曜日	宮	城	県	公	報										(2	2)
								様式第二十二号を次のように改める。	様式第二十三号 控除対象寄附金の指定に係る申請事項変更申告書 規則第二十一条	別表様式第二十三号の項を次のように改める。	様式第二十二号 控除対象寄附金の指定に係る申請書 規則第二十一条	別表様式第二十二号の項を次のように改める。	のとする。	6 知事は、第一項の規定による指定をし、又は取消しをしたときは、速やかにその旨を告示するも	二 偽りその他の不正な手段により第一項の規定による指定を受けたことが判明したとき。	一 寄附金が県民の福祉の増進に寄与する寄附金に該当しなくなつたことが判明したとき。		う - 印事は、欠り各号のハデルかこ亥当するときは、第一頁の見記こよる旨記を収り肖すことができ	室帯でいい
「備考」 1	※宮城県処理欄	所得税法等におけ る適用条項	県民の福祉の増進 に寄与する活動の 内容及び活動開始 年月日		事業の概要		宮城県県税条例 税条例施行規則第			日 % 宋 丛 孝	(宛て先) (宛て先) (京本田和東 野		平成 年 月 日					様式第22方(第21条)	(
「所得稅法等における適用条項」の欄については,所得稅法等における密附金控除の適用条項を記入して下さい。 の適用条項を記入して下さい。 ・ 申請書には,申请內容を証明する書類(所得稅等の客附金控除の対象となる客附金であることを証明する書類,定款又は客附行為,登記事項証明書,事業報告書の写し等)を添付して下さい。	海 ————————————————————————————————————	□ 所得税法第 条第 □ 租税特別措置法第	【活動開始年月日】				条例第27条第1項第3号に規定する寄附金と 則第21条第2項の規定により申請します。	所义は事業所の所 在及び設置年月日	県内における事務		代表者の氏名	(71144)	2000年	リガ	事業所の所在	主たる事務所又は		采送保) 热路补鱼鱼	H 15 \
	指定告示	大等 項第 号 法第 条	年 月 日				こ規定する寄附金として指定を受けたいので、宮城県県 1)申請します。	【設置年月日】 年 月 日					[担当者名:]		電話番号 () —	〒		控除対象客附金の指定に係る申請書	

(施行期日) 附

則

1 この規則は、 公布の日から施行する。

(経過措置

2 する同条第一項に規定する寄附金について適用する。 改正後の第二十一条の規定は、 県民税の所得割の納税義務者が平成二十七年一月一日以後に支出

県税に関する証明等手数料条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する

平成二十七年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉

浩

○宮城県規則第三十八号

県税に関する証明等手数料条例施行規則の一部を改正する規則

に改正する。 県税に関する証明等手数料条例施行規則(昭和三十四年宮城県規則第七十四号)の一部を次のよう

附則第二項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改める。

附 則

この規則は、 平成二十七年四月一日から施行する。

防災行政無線の管理及び運用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第三十九号

防災行政無線の管理及び運用に関する規則の一部を改正する規則

防災行政無線の管理及び運用に関する規則 (昭和四十三年宮城県規則第七十七号)の一部を次のよ

別表第四号の表防災原子力センターの項を次のように改める。

うに改正する

V一〇一(N) スーパーバード可搬地球 スーパーバード可搬地球 球局

ンター所長 環境放射線監視セ

仙台市宮城野区幸町四-七-環境放射線監視センター内

I

附 則

この規則は、 平成二十七年四月一日から施行する。

○宮城県規則第四十号

する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月三十一日

知事の所管する条例等に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関

知事の所管する条例等に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用

宮城県知事

村

井

嘉

浩

に関する規則の一部を改正する規則

する規則(平成十九年宮城県規則第八十六号)の一部を次のように改正する 知事の所管する条例等に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関

用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則第四十九条の規定に基づく第一種フロン類充塡回 百四号)の項中「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律施行規則第七 収業者の引渡義務の例外の認定に関する規則」に改める。 条の規定に基づく第一種フロン類回収業者の引渡義務の例外の認定に関する規則」を「フロン類の使 定に基づく第一種フロン類回収業者の引渡義務の例外の認定に関する規則(平成十五年宮城県規則第 別表第三特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律施行規則第七条の規

する規則」に改める ロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律施行規則第七条の規定に基づく第一種フロン類回 定に基づく第一種フロン類回収業者の引渡義務の例外の認定に関する規則の項中「特定製品に係るフ る法律施行規則第四十九条の規定に基づく第一種フロン類充塡回収業者の引渡義務の例外の認定に関 収業者の引渡義務の例外の認定に関する規則」を「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関す 別表第五特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律施行規則第七条の規

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

訓 令 甲

○宮城県訓令甲第七号

附属機関の役職に充てる職員の指定に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

附属機関の役職に充てる職員の指定に関する規程の一部を改正する訓:

のように改正する。 附属機関の役職に充てる職員の指定に関する規程(昭和五十九年宮城県訓令甲第九号)の一部を次

平成二十七年三月三十一日

別表宮城県歯科技工士国家試験委員の項を削る。

公印規程(昭和三十四年宮城県訓令甲第二十七号)の一部を次のように改正する。

公印規程の一部を改正する訓令

宮城県知事

村

井

嘉

浩

この訓令は、平成二十七年四月一日から施行する。

○宮城県訓令甲第八号

職員被服等貸与規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

職員被服等貸与規程の一部を改正する訓令

別表二の項及び四の項中「拓桃医療療育センター等」を「リハビリテーション支援センター」に改 職員被服等貸与規程(昭和四十八年宮城県訓令甲第三号)の一部を次のように改正する。

この訓令は、平成二十七年四月一日から施行する。

附

則

○宮城県訓令甲第九号

勤務時間の特例を必要とする職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定め

平成二十七年三月三十一日

宮

宮城県知事 嘉 浩

勤務時間の特例を必要とする職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令

一部を次のように改正する 勤務時間の特例を必要とする職員の勤務時間に関する規程(昭和五十三年宮城県訓令甲第五号)

> 支援専門員 基づく介護 十三号) に 法律第百二

第十一号中「、港湾事務所及び仙台港背後地土地区画整理事務所」を「及び港湾事務所」に改め、 別表第三中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第十号までを一号ずつ繰り上げ、同表 別表第二中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号から第十一号までを一号ずつ繰り上げる。 同

号を同表第十号とし、同表第十二号を同表第十一号とする。

四十一年宮 条例(昭和 飼い犬取締

城県条例第 三十三号)

証明書用薬

に基づく立

この訓令は、 平成二十七年四月一日から施行する。

○宮城県訓令甲第十号

公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

(5)

別表第二号の表1の項中

条例(昭和 事法(昭和 四十一年宮 五号) に基 律第百四十 三十五年法 証明書用薬 入調查身分 に基づく立 城県条例第 三十三号)

建物取引主

護保険法 任者証用介

(平成九年

づく配置従 明書用宅地 事者身分証 方一五 県 城 宮 事 印 知 課 私 学文書 長

を

